

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

—— 賃金規制立法について ——

中 村 智一郎

1. はじめに

賃金をめぐる初期労働立法は1349～51年の労働者規制法 (The Statute of Labourers) を端初とし、¹⁾ 賃金規制立法として現わされた。この立法はその後、補完を重ね、1563年には職人規制法 (The Statute of Artificers) が初期労働立法として完結的に形成され、さらに1603～4年における、いわゆる「中世的＝絶対主義的最低賃金制」などという奇妙な形容詞すら冠して呼ばれている内容を包括する立法へと接続した。²⁾ やがてその実質はともあれ、スピーナムランド制とよばれる賃金補助政策、少くとも賃金規制から外見上は賃金保護政策の端初形態の萌芽ともいべき貧民対策が現われ、1813年に至り 464 年にわたる賃金規制のための労働立法は全く廃止されることとなった。かくして資本制的諸関係の成熟に伴って、1831年に始めて賃金保護政策と呼ばれるところの Truck Act が形成された。

これらイギリスにおける賃金保護政策形成へのプロセスについては、わが国においてもすでに多くの、詳細な研究書が発表されている。³⁾ そこでこれらの研究書をふまえて、このようなプロセスを必然化したもののは何か、を追跡する中でいわゆる端初的賃金保護政策たる Truck Act の形成、すなわち賃金規制から賃金保護への賃金政策思想変遷の条件と、その意義を考察することが本稿の主題とされる。このため本稿においては、初期労働立法を資本のための初期労働政策として、また14世紀以降の諸立

法を等質に見る「わが国社会政策学界の通説的見解」⁴⁾として批判されている所説と、かかる批判という点において精力的である岡田与好教授の論稿とのかゝわりにおいて、またスピーナムランド制に関しては大前朔郎教授の所説とのかゝわりを中心に、その主要な論点を追跡し、もつてかかるプロセスの変遷がどのような社会経済的諸条件の下で行われたか、またそれが夫々の歴史的発展の段階においてどのような意義を有していたかについて検討することによって主題の解明に接近するべく意図された。ただし本稿はかかる視点からイギリスにおける端初的賃金保護政策形成へのプロセス、就中主題の前半の検討に限定される。

- 注 1) この立法は従来多くの場合に、1349年労働者条令とよばれ、その他訳語はまちまちであった。岡田与好教授は1349年勅令と51年制定法の統一的呼称であるから「1349～51年の『労働者規制法』」として、「労働者規制法」と一括して呼ぶよう主張して居られる。（岡田与好「イギリス初期労働立法の歴史的展開」9頁）筆者も訳語としては、その実質からこの主張は妥当であると考えるので、本稿では「1349～51年労働者規制法」或は単に「労働者規制法」なる用語に一括して統一することとした。1563年の「職人規制法」についても同義においてその呼称を統一することとした。
- 2) 同書、97頁。
- 3) この点についての研究書の中、より包括的に夫々の分野について詳述されている著作としては次の三点が注目される。服部英太郎「賃金政策論の歴史的展開」の中の第一編は岡田教授によって、いわゆる「通説的見解」の代表的なものとされて居る。また岡田与好、前掲書、大前朔郎「英國労働政策史序説」はそれぞれの主題に即して、特に直截にして総括的な研究書である。したがって本稿における分析の手がかりとしてこれらの著作によって展開された諸理論が中心となる。
- 4) 岡田与好、前掲書、10頁。

2. 賃金規制立法形成の基礎

賃金規制のための最初の立法として知られる1349～51年労働者規制法は、いわゆる最高賃金制立法であって、その直接的契機は1348年の黒死病に基づいて労働人口が絶対的に減少したことにより、高賃金を得られない

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

ならば労働によって生計を立てるよりもむしろ安逸に乞食することを好む¹⁾といふ労働者の「惡意」に対する封建領主の対応策であった。したがってその立法化に当っては、議会がペストのために開会されなかつたため先づ1349年6月に労働者勅令 (ordinance of labourers) が発布され、疫病後最初に召集された1351年2月の議会で勅令の再発布ではなく、その補足として²⁾労働者規制法 (statute of labourers) に統一されたのであった。この意味において勅令と制定法は一括されるべきものである。

ところでこの立法の評価をめぐって議論が分かれる。就中「わが学界の現状を克服し……わが国の通説的見解における史実認識の誤謬と、その背後に³⁾ある理論的欠陥を徹底的に暴露することに力点をおいている」岡田教授が特に問題として居られるところは、「資本の原始的蓄積=賃労働の創出の典型的形態として……『資本論』第1巻第24章の叙述に依拠して、それは〔1〕農民からの暴力的土地収奪を基軸とする無産貧民の創出、〔2〕
•••••
経済外的労働政策=『残虐立法』Blutgesetzgebung による。これら無産貧民の近代的賃労働者への陶冶の過程として説明された」点と、「14世紀中期から18世紀に至るまでの4世紀有余の過程を等質なものとみなしていること」⁴⁾であるように読みとれる。いいかえれば464年間を一貫して「資本のための労働政策」とする「わが国社会政策学界の通説的見解」における「誤謬」と「欠陥」への批判に「力点」が置かれているということである。そこで教授はその「暴露」に当たり先づ「この時期（14世紀中期……筆者）は一体どんな時期であらうか」と自問され、「まさにこれから賦役農奴制=『マナ一体制』manorial system の解体、いわゆる『マナーの崩壊』break-up of manor が本格化していく時期であり、15世紀はこの過程がほぼ全面的に完了した時期」と述べて居られる。要するに労働者規制法は単に「マナー解体」期に現われたにすぎず、マナーの解体に貢献したものではないし、いわんや「資本の原蓄政策」ではなかった。結局のところ労働者規制法は、ただ14世紀中期における「私的領主権の弱化を救済

すべきものとして国家権力に大きく依存⁶⁾したにすぎないので、それは「すぐれて農業労働者問題であり、封建的⁷⁾土地所有者にとっての農業労働力の不足の問題であった」と結論づけて居られる。

したがって我々もまた14世紀中期という「この時期は一体どんな時期であらうか」というところからスタートすべきであろう。その上で労働者規制法は所期の効果を挙げ得ず、補足・修正を重ねながらも「14世紀中期以降、賦役農奴制を建て直すことも、『労働者規制法』によって賃労働を領主制的に確保することもできないままに構造転換（『生産者経済』から『地代取得者経済』への転換⁸⁾）を遂げた」のは何故かを追跡することが、問題の核心に迫るために先づ第一に必要とされることであらう。具体的な事実として「イギリス農奴制は14世紀の終りごろには事実なくなっていた」のであり、「14世紀のイングランドでは農村における人口の減少と労働の欠乏は黒死病以前にさえいちじるしく進行していて封建領主の収入を非常に減少させ直営地を改良するどころか、小土地保有農民への賃貸しによってそれを減少させる傾向があった。」としても、リプソンのいうようにこの立法によって「封建領主の権力は実質的に損なわれなかつた」し、「農奴制にそれが重要な衝撃を与えたとか、或はマナービル制の崩壊に貢献したとかいう意見は根拠がない」。という限りで岡田教授の指摘は外見上妥当性をもつかのようである。しかしそれにも拘らず重要なことは、「農業労働力の不足」問題が黒死病にかかわりなく生じ、マナーの解体が本格化しつつ、「構造転換を遂げた」ことの意味である。この点を総括して片岡昇教授の所説は示唆に富んでいる。「英國では、既に12世紀頃から進行をはじめていた賦役（労働地代）の貨幣地代への転化、いわゆる『金納化』（Commutation）が1348年の黒死病、1381年のワット・タイラーの農民一揆を含む14世紀を契機として、同世紀の終り又は、15世紀の初めに完了する。この金納化は農奴制定立の基礎条件としての『マナー』（manor）を解体せしめつゝ、他方に農奴解放を行う動機を作り出すが、かかる農業上

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

の変革に対応する『封建的反動』(fudal reaction)として、又金納化を促し、農奴解放を農民側からも領主側からも押し進める重要な端初となった黒死病の影響下に立ち現われたものが前記『労働者条例』である」と、また岡田教授も援用しているが、パトナムも「労働者規制法は新らしい制度或は経済的諸関係の新らしい方向を創造したものではないが、新しい時代へ案内する急激な変化が生じたという証拠を与えるものと見なさるべきである」と述べているように、この立法が新しい時代の幕明けの証拠であるとされているという否定し得ない事実は注目すべきであらう。

以上長々と諸説を引用して来たが、これらの所説は、何れも賦役の金納化が急速に進行し、それを横杆とし、マナーの崩壊傾向と併せて黒死病の流行を促進要因として労働者規制法が形成されたことを否定するものではない。したがってそれを立法それ自体の面から見れば「封建的反動」であったことはたしかであるとしても、ともあれかかる立法化が必要とされた事実、「国家権力に大きく依存」し、新時代の端初をなすという事の意義が問われなければならない。この時期にはまさに「私的領主権の弱化」「農業労働力の不足」「封建体制の構造転換」が行われたのであり、領主権の「賦役の金納化」に依存しなければならないような経済構造が形成されはじめたこと、その根底に毛織物工業の成長があったという事実である。だからそれは賃労働関係自体にも反映する。「第14世紀イギリスのこの歴史的な『労働者条例』において個数賃金が時間賃金と並んで公然と現われることを知る……資本制生産様式に最もふさわしい賃金形態である……個数賃金の歴史的端初とその国家的統制とが、この時すでに公然と現われていることは注目に値する」¹⁴⁾のであって、その基礎にある資本制的な発展の視点を考慮に入れないで「反資本」「旧体制維持策」としての側面のみを証明しようとしても事態を解明したことにはならないのではなからうか。事実は資本制的な発展が基礎にあって領主制的支配構造が弛緩しあげていたからこそかかる国家統制が旧勢力の要請として現われたと

いうことであらう。それゆえにまたこの立法は所期の効果を挙げ得なかつたのでもある。したがつてこの立法が継承・補完されつつ果した反面の役割を否定することはもちろん、無視することもその評価に際しては避けてはならないことであらう。

- 注 1) Bland, Brown & Tawney, English Economic History, Select Documents, p. 164, またセルスも最低賃金制に関する著作を、賃金の領域への国家の干渉は14世紀の黒死病の結果として生じたという記述から始めている。(D. Sells, British Wages Boards, p. 13) 黒死病の流行は正しくその直接的契機をなしたものであるし、またそれに盡きるといえよう。
- 2) B. H. Putnam, The Enforcement of the Statute of Labourers. During the First Decade after the Black Death, 1349—1359, 1908, p. 2, リプソンも1349年の勅令が1351年の労働者規制法によって補助されたと述べその脚注で両者を包括して“Statutes”を使用するとしている。(E. Lipson, The Economic History of England, Vol. I, 12th ed., p. 114,)
- 3) 岡田与好, 前掲書, 序2頁。
- 4) 同書, 1~2頁。
- 5) 同書, 2頁。
- 6) 同書, 30頁。
- 7) 同書, 34頁。
- 8) 同書, 31頁。
- 9) K. Marx, Das Kapital, I, S, 755, 大月書店版『全集』23巻, Ib, 936頁。
- 10) M. Dobb, Studies in the Development of Capitalism, p. 49, 京大近代史研究会誌, ドップ「資本主義発展の研究 I」68頁。
- 11) E. Lipson, op. cit., p. 117.
- 12) 片岡昇, 「英國労働法理論史」318頁。
- 13) B. H. Putnam, op. cit., p. 223.
- 14) 服部英太郎, 「賃金政策論の史的展開」(『服部英太郎著作集, III』57頁)。

3. 初期労働立法の形成とその意義

ここでの問題は先づマナ一体制の崩壊と権力関係の推移にかゝわる諸点であり、それが立法形成にどう作用したかということである。すなわちマナーの解体——絶対主義への移行という時期における労働立法のもつ意義

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

の検討である。岡田教授は「『労働者規制法』は、中世封建制の解体、絶対主義の形成期に照応し、『職人規制法』は絶対主義の完成と崩壊の時期に照応する」と述べて居られる。¹⁾たしかに14世紀の中期は実質的に「中世封建制の解体」期、むしろ中世封建制の典型期に終止符が打たれる時期であり、それは同時に封建制の最後の形態としての、資本制への過渡期に現われる絶対主義への「移行期」であった。「絶対主義 Absolutism または絶対王制 Absolute Monarchy と呼ばれるものは、典型的には……イギリスにおけるテューダー王朝（1485～1603年）、スチュアート王朝（1603～²⁾1649年）……によって代表される政治形態」であるとすれば、1349～51年はその「典型期」といわれている時期から見れば一世紀余り前のことである。しかし乍ら歴史的段階の移行は、一時期を画して完結的に行なわれるものではなく、それぞれの段階に固有の特殊条件、或は各國史における特殊要因の作用に基づいて、長期間にわたって行われる場合もあるし、また短縮されて行われることもある。それゆえにこの時期は、「絶対主義の形成期」というよりも、むしろ正確には絶対主義への移行期として捉えられるべきであらう。³⁾したがってそれは「マナ一体制解体が本格化」した時期でもあったということは当然の帰結である。後段の「職人規制法」の時期については後にふれる。

さてそこで「マナ一体制」から「絶対主義または絶対王制」へのプロセスは何故、如何なる条件の下で可能とされたか、絶対主義とは如何なる権力かが先づ問われなければならない。しかしその前に岡田教授は絶対主義の形成期に照応した「『労働者規制法』を手離しに資本のための原蓄政策と規定するイギリス経済史の研究を見出すことはできない反面、それを旧来の封建的土地所有のための政策と理解する点において異論を見出すことは出来ない」とされる。⁴⁾また地方では「『労働者規制法』は『村法』の諸規定を全国的規模での統一的立法に凝集化する一方、旧来の村落共同体機構を維持しつつ、……中央権力の直接の管轄下に……変化を決定的ならし

めたことに……根本的特徴がある〔絶対王制への傾斜……⁵⁾〕と述べて居られる。この点についてここでは指摘しておくに止め、その含意についての考察は次章にゆずることとする。ところで教授はそれに續いて「日本の学界にも馴染深い」ユスミンスキーを批判し、大塚久雄教授の所説を引用され乍ら「賃金給付を受けているという、単純な意味での賃労働一般の雇用は奴隸主のもとへの、あるいは封建的土地所有者のもとへの（資本家のもとへではなく）賃労働者の従属形態として現われた」として執拗に「反資本」を主張して居られる。たしかに労働者規制法は立法者意識から見る限り「封建性を再建し確立する」ための「封建的反動」であったといってよいのであらう。もともと政治権力を掌握する階級、夫々の段階における最も有力な階級は、その政策形成に際してどのように説明されようと自からの所属する階級の利益に反する立法化を計ることはない。ただそれが結果として、或はいやいや乍ら種々の対抗関係を反映して、自からの意図を直接的にはあらわにしながらも実はその対立物を育成するというような施策を行って来たことは歴史の示すところである。「国家統制」「国家権力への依存」という事実は直接的には「封建的土地所有者」の利益のためではあっても、それはまた「マナ一体制」の崩壊しつつある事実の確認に外ならず結果としてそれを促進する基礎を自から育成することになったことを意味している。したがって単にその政治権力が絶対主義であるということから、或はその形成期ということからいたづらに「封建性」「反資本性」のみを力説することは、むしろ「わが国社会政策学界の通説的見解」として批判する批判者自身の論法によって批判を受けねばならないことになるであらう。ここで重要なことは資本の本源的蓄積に「労働者規制法」が無関係であったという点を強調する余り、封建制から資本制への移行を市民革命という上部構造の変質にのみ焦点を収斂することではなくして、権力関係を変化=移行させる背後にある社会経済的諸件の変容のプロセスをどのように理解するかにあると思われる。何故ならば市民革命を契機に突如

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

として資本の本源的蓄積が行われる訳ではないし、また市民革命を待たねば原蓄が行われないとは云いきれる訳でもないからである。⁷⁾更にまた重要なことは諸立法の形成について考察する場合、各個別立法において、その立法者が意図するもの、その立法形成のプロセス、そしてその立法の齎らす効果は相互規定的に、総合的に把握されなければそれ自体のもつ意義を正しく理解することは出来ないであらうということである。「労働者規制法」が立法者の意図にも抱らず封建領主のための賃金引下げに成功しなかった事実もまた、かかる立法が要請されたことと表裏の関係にあるといえる。すなわち市民革命へのプロセスにおける資本主義的な諸要素の発展である。農業労働力の不足、イングランドにおける農業の衰退が当時すでに生じて居り、他方「14世紀中葉を画期とするイギリス毛織物工業の急速な繁栄の開始は古くよりしばしばエドワード三世（1327～77年……筆者）の時宜をえた保護育成政策の成功に帰せられているが……イギリス経済の一般的繁栄がエドワード三世の政策を推進し、且つその成功を可能ならしめた」⁸⁾のであるから、いわゆる封建的反動として現われ、農奴から区別された貧しい自由民からの移動の自由を奪ったところのこの立法はもはや旧体制を維持することもなし得なかったのは歴史の必然でもあった。ともあれ13世紀から14世紀にかけて古い商人ギルドはなくなり、手工業者とは区別された新らしい商人ギルドないし同職組合に卸売商業のある特殊な業種への独占権が与えられて居り、エドワード三世の治下での12の代表的な特権組合の中、半数は絹、食糧品、毛織物、小間物商のような商人だけからつくられていた。⁹⁾そして毛織物工業は中世都市のギルド的独占をふみこえて農村に溢れ、ひろく国民的規模にまで拡散した。しかも重要なことは中世イギリスの封建的土地制度、すなわち「莊園」manorないしその崩壊形態がかかる農村工業の成長を可能ならめたことである。要するに①農村工業はマナーの崩壊過程で早熟的な農奴開放、その結果たる標準的自営農民層の成立、②農村工業の展開に並行して、クラフト・ギルドの変容、日雇職人層

のいわゆる小親方（或は都市ヨーマン）の成立、かかる「中産的生産者層」¹³⁾はやがてマニュファクチュアへのプロセスを辿るとするならば労働者規制法は「中世領主制土地所有の機構的危機の一般的表現」¹⁴⁾に外ならないのである。ところで資本の本源的蓄積の問題は本来権力問題と切り離しては議論出来ないものである以上、権力の性格の問題に若干ふれておかねばならないであらう。

「中世領主制土地所有の機構的危機」に際して「国家権力に大きく依存」しなければならなかつたということは絶対主義への移行の政治的プログラムがこの段階にスタートしたことを意味するものであり、それ故にこそ「新らしい時代の幕を切って落す急激な変化が生じた証拠」といえるのである。したがつてこの段階における対抗関係の推移をどのように見るかが重要となる。岡田教授によれば「私的領主権（賦役農奴制的『古典莊園型所領』……筆者）の弱化を救済」するために「いわゆる『非古典莊園型』所領=封建的土地所有を解体しつつある形態を物質的基礎とする騎士階級（＝ジエントリー……筆者）が、『労働者規制法』の推進者」となりそれらの「対抗の発展の所産としてではなく『領主経済』と『農民経済』の対抗——後者による前者の圧服の発展の所産として」¹⁵⁾マナーが解体されたのであった。いいかえれば「早熟的な農奴開放」がマナーを解体させたことを確認しておられるようである。このようにして「古典型」と「非古典型」とは何等の媒介項なしに共同し「農民経済」と対抗して、中世封建制の再建を計った結果として行政機構的な統一が計られたという点にあり、またその限りでのみ権力問題は取りあげられているにすぎない。すなわち『村法』の諸規定を全国的規模での統一的立法に凝集化し」「中央権力の直接の管轄下」にし、「法の執行の観点から、14～5世紀の最もきわだつた現象は治安判事の発展であり、……旧来の地方裁判所のすべての重要な諸権力の、国王が任命し、統轄した官吏への漸進的な移行である」という点が「絶対王制への傾斜」として説明されている。しかしながらもともと絶対

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

主義は「常備軍、警察、官僚、聖職者、裁判官という、いたるところにゆきわたった諸機関……をもつ中央集権的な国家権力は、絶対君主制の時代に始まるものであって、生まれかけていた中間階級〔ブルジョア〕社会にとって、封建制度とたたかうための強力な武器として役だった。」¹⁸⁾ という機構を通じて、それが資本のために意図されたものであらうとなからうと、「毛織物工業の保護育成」などのように資本制生産方法への転化を温室的に助長し、資本の本源的蓄積の過程として現われるのである。そしてこの過程は同時に労働者、農民および都市貧民に対する全面的な抑圧とともにそれらを政治的無権利状態に縛縛する過程でもあった。ともあれかかる意味での絶対主義への移行、その政治的プログラムの端初形態として現われた労働立法こそは「労働者規制法」であった。いいかえればそれは生産構造の変化、それに伴なう政策主体変容の序曲をなすものであったという点こそ注目されねばならないであろう。

- 注 1) 岡田与好、前掲書、11頁。
- 2) 河野健二、「絶対主義の構造」3頁。
- 3) 拙稿、「社会政策の段階的展開についての一考察」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第2号、90頁以下参照) 形成期——完成期——崩壊期のシェーマは一見明瞭であるが、歴史過程において形成されたということは完結的に与えられたとも読みうるし、また崩壊は次の段階への移行を意味する。したがって、移行期一典型期と捉える方がより史実に即しているといえよう。
- 4) 岡田与好、前掲書、11頁。
- 5) 同書、30頁。
- 6) 同書、34頁。
- 7) 岡田教授は資本の原始的蓄積は「市民革命を通じてはじめて、ブルジョア政権の確立によってはじめて達成された」(同書、212頁)とされているが、島崎教授の次の所説は示唆に富む、「市民革命の後にはじめて産業革命が行なわれるのだとする歴史的必然が肯定出来ない。……歴史の舞台では両者がオーバーラップしたり、逆転したりする場合も生じうる」(「ドイツ労働運動史」31頁)と、問題はブルジョア的諸関係が現われて來ることで、「土台に関わる」問題と政治権力の交替に関する問題は区別さるべきで、政治権力の交替という史実にのみ焦点を合せることは事態の推移を必ずし

も正しく捉へる方向とは云えないであらう。両者の相互作用関係が何よりも考慮されなければならないが「土台」の問題こそは基底的である。

- 8) 小麦価格で計られた賃金の指数は下表のように旧職人層に比して労働者規制法」にも拘らず、むしろ農業労働者の賃金が、本格的なマニュファクチュア段階に至るまで常に極めて高い割合で上昇しつづけていたことを示している。

(1351～1400=100)		指 物 師	大工	左官
	農業労働者			
1351～1400 年	100	100	100	100
1401～1450	155	129	128	111
1451～1500	185	120	142	118
1501～1550	155	103	114	92
1551～1602	109	70	80	63
1603～1642	71	39	42	36

J. Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter in England, 1640～1760, S. 28, S. 49.

- 9) 大塚久雄、「近代歐州経済史序説」(上巻) 昭和19年版, 179頁。
 10) E. Lipson, op. cit., p. 118. M. Dobb, op. cit., p. 21, 邦訳30頁。
 11) M. Dobb, op. cit., p. 102. 邦訳, 149～150頁。
 12) 大塚久雄, 前掲書, 183頁。
 13) 同書, 186, 193, 196頁参照。
 14) 岡田与好, 前掲書, 37頁。
 15) 同書, 30頁。
 16) 同書, 21頁。
 17) B. H. Putnam, op. cit., p. 153.
 18) K. Marx, The civil war in France, Adress of the General Council of the International Working-Men's Association, 大月書店版『全集』17巻, 312頁。

4. 初期労働立法の完結と変容

「1563年職人規制法」は初期労働立法の完結形態であるといえうよ。それは本格的なマニュファクチュアの時代に、そして絶対主義の典型期において現われ、労働者規制法を継承・完結した。しかし完結期は同時に移行・変容へのスタートの時期でもある。このことは1603～4年法において、すなわち賃金規制立法の継承の中で、最低賃金規定が導入されたことの裡

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

にも示されているといえる。したがってここでの課題はかかるプロセスがどのような背景をふまえて現われたかについての検討である。

各歴史段階において、その移行期には複雑な対抗関係を反映して現象する諸政策はイデオロギーとしては新しい段階の指標とも云えるものとして現われるが、その実質は決して有効なものではない場合が少くない。いわんや絶対主義そのものが過渡期の権力形態である以上むしろ封建的反動としての性格をあらわにしながらその作用が立法者の意図を充分に反映しないとしても当然の帰結ではあるが、少くとも前段階とは異質な性格を持って現われ、その段階固有の典型期に、その段階に相応して自己完結して行くことはすでに述べた通りである。したがって本法が「労働者規制法」を継承するものであるということ、またそれが有効性をもち得なかつたといふことは、かかる歴史の必然の証拠をなすものである。しかし乍ら職人規制法の発展或は「衰退過程」の立法として理解される1603～4年法をもって「中世的＝絶対主義的最低賃金制」といわれる場合、その意図されるところはどこにあるのであらうか。いわんや労働者規制法がすでに「中世封建制の解体、絶対主義の形成期に照應する」と殊更に中世封建制と絶対主義は区別されて居り、また職人規制法は「絶対主義の完成と崩壊の時期に照應する」と絶対主義の崩壊がいわれるところとはどのようにかかわって理解すればよいのであらうか。しかもそれにも拘わらずこの段階を何故中世的と絶対主義的を二で結んで説明しなければならないのか、その上でかゝる意味での最低賃金制とはどう理解すべきものなのであるか。ともあれ職人規制法に胎生したこれらの諸論点は看過することは出来ない。¹⁾²⁾

ところで先づ第一に「職人規制法」は「絶対主義の完成と崩壊の時期」の所産とする捉え方であるが、少くとも1563年はエリザベス治世5年であり、一般にはイギリス絶対王制の最盛期として知られている。しかし完成は同時に崩壊への出発点であるとするならばかかる史実認識は極めて問題であるがこの点は措くとして、すでに最盛期に入っている絶対主義とはど

のような権力であらうか「本来封建的な権力でありながら、それが近代的統一を達成し、本源的蓄積を促進するという絶対主義の逆説的な役割は、単にそれが封建的な経済構造に立却するということからは出て来ないで、資本主義的な発展が基礎にあって、それが絶対主義を規定し、制約するという関係にあるからこそ現われてくるのである。」したがってかかる意味での絶対主義の典型期における立法を単に反資本としてのみ捉えうるかどうかの吟味が問題となる。ところで岡田教授は「市民革命前における国家的暴力〔=絶対王制〕は賃労働そのものを打ち出し得なかつたことは勿論、それは生成しつつある賃労働の状態を、生成しつつある資本の要求に適合的な形態に変えることも、そのための条件を生み出すこともできなかつた。……反面、生成しつつある資本の要求を制限し、資本による労働支配の発展強化を防止する機能を果した。……いいかえれば、市民革命前においては、資本の原始的蓄積＝賃労働制の創出過程は、国家的暴力〔絶対王権〕に基づく諸制限と対立的に進行した」と主張して居られるが、この叙述の中にすべての問題が集約されているように思われる。すなわち教授は自から「中世的・封建的労働力規制が、早くも14世紀中期に、全国的規模での、統一的国家規制の形態をとり、……このことのうちに中世的封建的社会機構の解体……資本主義発展のための土壤が比類なく豊かに創出されていった」とされて、すでに14世紀中期に、国家規制の形態をとることのうちに、資本制的発展の土壤創出を述べて居られる。いうまでもなく13世紀末に歴史をもつ羊毛ステープラーズと抬頭しつつあるマーチャント・アドヴェンチャラーズとの闘争（それは単なる同時代的な争いではない重さをもつものであると思われるが）の後、初期チューダー朝においてマーチャント・アドヴェンチャラーズの外国貿易における霸権は確立された。⁶⁾そこでは単なる羊毛貿易ではなく毛織物貿易に転換して居る。イギリス産毛織物の国外市場が世界的規模に拡大したことは毛織物工業の国民的展開を起動力とするが、また販路の拡張がそれ自体の発達に拍車をかけたのであった。「就中

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

毛織物工業においてかの『マニュファクチャ』の萌芽がひろく形成され……15世紀後半から、16世紀前半に至る頃となれば……幾つかの巨大マニュファクチャの形成さえ見るようになる」「かくして16世紀半頃には、毛織物工業を基軸として近世におけるイギリス国民経済の土台なるべき産業構成が略その姿容を整へる……就中、牧羊業の躍進のもつた『国民的』意義は重大であって、所謂『総画運動』 Enclosure Movement を惹起しつつ、〔1〕産業の重心の農業より工業への移動、〔2〕産業の經營形態の近代化（資本主義化）⁸⁾を促進すべき構造的契機となった。」しかし覇権を確立した特権商人は必ずしもすべて資本主義的な発展を促進した訳ではない。「この新興商人ブルデュワジーの一つの特徴で、まず驚くべきことであると同時に一般的でもあるのは、この階級がひとたび特権をかちとるや否や、ただちに封建社会と妥協したことである。」ということは、かゝる特権商人はその特権を維持するべく封建社会に寄生しつつ自からの基盤を強固なものとしていくのである。また巨大マニュファクチャが「特徴的に現われているのは16世紀前半あたりであって、イギリス初期資本主義の確立せられる16世紀半頃以降には、却って其の姿を消している」¹⁰⁾以上のプロセスは移行過程における複雑な対抗関係を示すものであり、権力の在り方を反映するものであるが、資本主義的な要素が顕著となるのは15世紀末から16世紀前半であることは明らかである。史実は決して単純・簡明には現われない。農業部門においてもこの時期は重要な変化を遂げている。毛織物工業の繁栄に基づいて富農層は牧羊に転じ近代的「牧羊業者」 grazier 層を形成し、ジェントルマンのうちにも近代的地主の性格を帯び始めている階層が歩調を合せ、都市の富裕な商人層がマナーの買入に投資した。かくてエンクロージャーは近代的性格をもつ地主のイシニアティヴの下に急速に進行し、農民分解を促進した。紙数の関係からこれらの諸点にこれ以上ふれる余裕はないのでドップの次の叙述を引用するに止める。「もちろん中産のヨーマン農民あるいは手工業者的小親方と成上り

者の資本家的雇主との間、あるいは、また15世紀の古い独占商人と、後の16・7世紀の商人製造業者や商人雇主との間に、はっきりと境界線をひくことはできない。いずれの場合にあっても、量的な成長がある段階で質的な変化を充分に含みうるかどうかということが問題である」¹²⁾

ともあれかかる資本主義的な発展が基礎にあったからこそ原蓄＝賃労働の創出過程が絶対主義の下で促進されるのである。以上のような資本制的諸関係の発展を確認して居られながらなお絶対主義を資本の原蓄と切り離し「イギリスでは17世紀のブルジョア革命を通じてこの課題は達成されたのである。産業自由主義——より正確にいえば国内産業の自由放任——こそ、資本の原始的蓄積＝賃労働制の創出の本質の一契機であった」とする見解は過渡期の権力である「絶対主義の逆説的役割」を殊更に無視するものといえよう。「国家規制の形態をとる」ことの意味を見落してはならない。河野教授が堀江英一教授を批判して云われているように「絶対主義権力の狙い手……と、絶対主義の社会経済的性質・役割とが同一視されているが故に、絶対主義のもつ過渡的性質とその発展とが顧みられないのではないか」という言葉がそのままあてはまるようと思われる。絶対主義下においては常に土地収奪が立法上、禁止されていたとしてもそれが効果を認め得なかったという事実に問題があり、「原蓄過程は、ブルジョアジーが政権を握り得ず、したがって自己の意志を他の勢力によって代位し補充されることが必要であった時期において、絶対主義権力が強行した収奪の過程である」という点が考慮されねばならないであらう。したがって絶対主義の労働立法たる職人規制法が、反資本を意図したとしても、その社会経済的性質・役割」が考慮されるべきであり、この立法が所期の効果を認め得なかつたことの意味は無視し得ないであらう。岡田教授の所説は結局は絶対主義を中世封建制と=で結ぶという論法、またそこから一歩も出ようとしないところから生じている。それ故に市民革命以前の諸政策は等質に、単

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

に立法者意識といふ一点にのみ焦点を合せて「反資本」「封建性」にねりつぶされる。したがって「資本主義的生産様式の基礎をつくりだした変革の序曲は、15世紀の最後の3分の1と16世紀の最初の数十年間に演ぜられた」こと¹⁶⁾、すなわち絶対主義の逆説的役割がこの時期=絶対主義の典型期に顕著になって来たことの意義を無視しているかのようあるが、それのみが正しい「史実認識」であるとは云えないであらう。むしろ逆にかかる史実をふまえて労働者規制法はイギリスにおける資本主義のはじまる16世紀、すなわち絶対主義の最盛期の「『職人規制法』の中に、より組織的・¹⁷⁾包括的に吸收され発展させられたの」であるといえるのであり、また発展させられざるを得なかつたのではなかろうか。

次に問題は1603～4年法である。岡田教授の論理の必然としてそれは「『職人規制法』の衰退過程」として現われた。それはまた絶対主義の崩壊過程でもあらう。にも拘らず教授は市民革命が「封建制から資本主義への移行を決定づける画期である。」「事実『職人規制法』の国会制定法としての存続にも抱らず、絶対王制の打倒の後に成立し新たなブルジョア政権は、それをともかくも事実上除去した」として市民革命に力点をおくことによりこれを絶対主義の政策として「反資本」に一括される。市民革命は資本の論理がはじめてストレートな形で政治の表舞台に立つことを可能にしたとはいえ、ここから直ちに近代的労使関係が生じた訳ではなく、それは政治権力の交替を意味するにすぎない。資本制への移行過程においてはなお新旧ないまぜた諸政策が、時代の権力の性格と対抗関係を反映して現われる。この点の検討は後にゆることとして本題に戻ることとしよう。

服部教授はこれを「17世紀初めマニュファクチュア工業の本格的な組織発展に対応して手工業労働者を資本の劫略から擁護せんがために制定されたといわれるこの端初的な『最低賃金法』が、実はなおマニュファクチュア労働者のものを標準的な従属程度において維持し、彼等の賃金を調節せん

がために国家権力を必要とし、これを利用した本源的蓄積過程の労働政策のヴァリエーションにすぎない」とされているが、岡田教授は「治安判事による賃金規制——賃金裁定——の範囲が農業部門に限られることなく、所与の全産業部門に拡大さるべきことが明らかに立法化されたとき、同時に、特徴的に、毛織物工業に従事する織布工、紡糸工等については裁定『賃金』は最低『賃金』たるべきことが併せて規定された」「初期資本主義時代の資本主義的工業部門における賃金規制の歴史は、少くとも一般的は……中世的=絶対主義的最低賃金制（傍点筆者）としてのその歴史に他ならない」とされ、しかも17世紀以降の賃金規制の実施を要求したものは資本ではなく、近代的工業労働者化しつつある労働階級=「職人」階級で、その要求に応じたのが絶対王制であった。だから市民革命後資本は賃金規制を一掃したので、賃金政策の転期は産業革命ではなく市民革命にあると主張される。ここにも問題は残るが、先づ以上の諸論点から本章のはじめに指摘した諸問題の要約として次のことが問題とされねばならないであらう。その1は最低賃金法或は制としての現実的な意味であり、次いでかかる立法を促進した条件の検討である。

先づこの段階で最低賃金制を要求したものは「近代的工業労働者化しつつある労働階級」であったということの含意はどこにあるのであらうか。たしかにクチンスキイによればこの時期の賃金は一世紀にわたり低下傾向をたどった後に、特に市民革命後は急速な上昇への転機にあったことが示されている。²²⁾しかし、それから直ちに農業労働者の賃金を引下げ、工業労働者の要求に基づいてその賃金の引上げを計ることが絶対王制の政策としては必然であったとすることはできないであらう。原蓄論は権力問題が入る。しかし賃労働のタイプ構成は典型的には産業革命期に現象する。「賃金労働者が言葉の近代化的意味において労働階級としてみなすことが出来るほどに数的にまた結合力において成長したのはほぼ1760年以降である」²³⁾その上「1688年の革命の最終段階で小生産者層の利益を守る民衆

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

の勢力の挫折の後、ロンドンその他の大都市の大商人や大金融資本家と同盟してホイツグ大地主達は無敵の強い地位をゆだねられた」²⁴⁾のであって事態は決して簡明ではない。資本制的諸関係の発展と共に賃労働関係も明らかとなる。そこでは権力関係はともかく経済関係における資本のイニシアチブが現われることにより初期資本主義段階における労働力の需給関係を反映して賃金の低下傾向は産業革命期まで阻止されるという図式を画くことが出来よう。この時期「初期資本主義の時代においては、未だこの支配権（資本の労働に対する支配権……筆者）は確立されるにいたらず、現実の生産過程における資本の要請と実際の支配との間には、なお大なる罅隙²⁵⁾が存在する」という事情が介在していた。したがって、この時期に資本の譲歩政策たる最低賃金制は出現の条件を欠いでいるのであって、そこでの最低賃金法は結局は原蓄期労働政策のヴァリエーションにすぎなかつたといふ外にはないであらう。具体的な当面の課題にもどすことにしておこう。

「裁定賃金」＝「最低賃金」の形成は1593年の草案にさかのぼる。そこでは毛織物工業における紡糸工および織布工の不正防止と賃上げのための最低率を定めている。²⁶⁾そして制定法としては1603～4年法の中に現われるが、しかし乍らこれは事実上無視され、社会的効果を収めえなかつた。それゆえ「マニュファクチャ生産としたがって資本＝賃労働関係がチューダー・ステュアート王制の定めた諸工業規制の枠を離れ……賃金規制がマニュファクチャ生産展開の制度的権力としての姿を歴史的にとりはじめ……賃金規制を通じて労働者生活を絶対王制の掌握下におこうとした『職人大条例』の“生活保障”原則は失われていく」こととなる。それは一般に理解されている賃金保護政策としての最低賃金制ではなくマニュの発展を反映して「資本の劫略」にさらされている手工業労働者を維持せんとするにすぎないものであるが、それ自身「近代的農民分解の展開」という基本線に沿いつつあらわれ²⁷⁾たものであるという見解を「正しくない」とはいえないであらう。最後に「中世封建制が解体」し「絶対主義の崩壊」期に

現われたものが「中世的=絶対主義的最低賃金制」であるという岡田教授の所説は単なる形容矛盾ではなく根本的な認識の視角とかゝるようと思われる。すなわちかゝる論理構造は教授にとって労働者規制法から市民革命に至る3世紀余が「等質」に「反資本」「旧体制維持策」として「農業労働者の確保」と「旧秩序の維持を考える職人の要求」に発するところの絶対主義の政策であるというだけではなく「中世的」であるということを立証することによって、はじめに意図された「史実認識の誤謬」や「理論的欠陥」を暴露せんと試みた結果であらう。しかしながら事実はむしろ反対に、それが最低賃金法であることはたしかであるとしても、決して最低賃金制といえるものではなく、またそれとしての役割も果してはいない。更にそれ故にこそ突如として中世的である必然性を何等示すものでもなく、移行期の労働政策のヴァリエーションにすぎないということが出来るであらう。かくて初期労働立法は立法者意識としてはともかく、意図された効果は果されず、結果として賃金圧下のための政策として一貫して作用し原蓄促進の役割を担っていたと捉えたとしても、かゝる立法形成のプロセスから必ずしも不当であるということは出来ないであらう。その手続論的否定は一定の意義を担うことを否定するものではないが、結局は独断というべく、その政策形成のプロセス、結果として担った役割は、その意図と共に無視してはならない。

なお本稿は主題解明のための多くの重要な部分を残したままである。したがって、主題の意図とのかかわりにおける総括は次稿にゆずることとする。

注 1) 岡田与好、前掲書、第三章。

2) 労働者規制法(1349~51年)が中世封建制の解体期、職人規制法(1563年)が絶対主義の崩壊期であるならば、1603年は何故、どんな「中世的=絶対主義的」な時代であるのか、しかも近代的賃労働者化しつつある職人層の要請に応えて立法化を計る絶対主義とはどのような権力なのか、用語上の問題も少くない。後に本文の中で若干ふれるが、これが単に用語上の問題

賃金をめぐる社会政策へのプロセス

か「理論的欠陥」かという問題は残される。ともあれ封建制の解体期、絶対主義への移行期から典型期、そして崩壊期、そこにおける過渡期の権力の推移過程における対抗関係の変化に伴なう政策対応という視点を無視してはならないであらう。

- 3) 河野健二, 前掲書, 50~51頁。
- 4) 岡田与好, 前掲書, 212頁。
- 5) 同書, 210頁。
- 6) E. Lipson, op. cit., pp. 577~578, cf. M. Dobb, op. cit., p. 112, 邦訳, 166頁, 大塚久雄, 前掲書, 207頁参照。
- 7) 大塚久雄, 前掲書, 209頁。
- 8) 同書, 225頁, 232頁。
- 9) M. Dobb, op. cit., p. 120, 邦訳, 175頁。
- 10) 大塚久雄, 前掲書, 288頁。
- 11) 同書 238 頁参照。
cf, M. Dobb, op. cit., p. 124. 邦訳, 183頁参照。
- 12) Ibid., p. 126. 邦訳, 185頁。
- 13) 岡田与好, 前掲書, 203頁。
- 14) 河野健二, 前掲書, 90頁。
- 15) 同書, 88頁。
- 16) K. Marx, Das Kapital, I. S. 756, 邦訳, 938頁。
- 17) 岡田与好, 前掲書, 85頁。
- 18) 同書, 87頁。
- 19) 服部英太郎, 前掲書, 65頁。
- 20) 岡田与好, 前掲書, 95~7頁。
- 21) 同書, 96~7頁参照。
- 22) 前表と同じく小麦価格で計られた日賃金の指標は次のように示されている。

(1643~1662=100)

	大工	農業労働者
1643~1662	100	100
1663~1672	137	139
1673~1682	138	126
1683~1692	173	170
 (1693~1702=100)		
1693~1702	100	100
1703~1712	121	104
1713~1722	135	117
1723~1732	128	112
1733~1742	141	122
1743~1752	151	131
1753~1762	134	125

J. Kuczynski, a. a. o., S. 101, S. 137,

以上の表に明らかな如く市民革命後急速に上昇するが、その比率は農業労働よりもむしろ大工の方が高い。なお 1700 年以降は実質賃金指数として同書 IV, seit 1832, S. 101, に示されているが、ほぼ前表の傾向にある。

- 23) A. L. Morton and G. Tate, *The British Labour Movement*, p. 9,
また同書では「実際に産業革命は単なる技術的革命ではなく、それは新しい階級関係を創造した社会的変質であった。」(Ibid., p. 15.) と述べて居る点注目すべきであらう。それは事実労働運動のはじまりの時期であり賃金政策の転換の決定的な出発点をなした時期であったのである。
- 24) Ibid., p. 9
- 25) 服部英太郎、「社会政策総論」(『服部英太郎著作集』, VI』187頁。
- 26) Bland, Broun & Tawney, op. cit., p. 336, この点についてリプソンは「裁定は強情で邪悪な職人に合理的な通常の賃金を受取らしめるといふことを教えた」(E. Lipson, op. cit., Vol. III, 12th. ed., p. 259,) として、その資本制的性格を述べている。
- 27) 戸坂嵐子「16・7世紀イギリスに於ける賃金銀規制の特質について」(『社会政策学会年報』第 4 集, 168頁)。
- 28) 同書, 182頁。